

船舶インシデント調査報告書

令和元年 11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年4月28日 17時00分ごろ
発生場所	三重県 ^{おわせ} 尾鷲市 ^{みきさと} 三木里港南東方沖 三木浦港第1防波堤灯台から真方位278°1海里付近 (概位 北緯33°59.3′ 東経136°13.2′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
インシデントの経過	本船は、操縦者が知人1人と共に乗り、釣りを行った後、船外機を始動しようとしたところ、船外機の始動ができなかった。 本船は、乗船者2人がオールを漕いで出発した海水浴場に戻ろうとしたものの戻れず、操縦者の仲間から通報を受けた海上保安庁の巡視艇により発見及び救助された。
分析	本船は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、操縦者から情報が得られなかったため、船外機の始動ができなくなった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、発進する際、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船外機は、定期的に点検を行い、必要であれば修理を行うこと。